

○地球規模課題教育システム開発センター規程

令和6年1月25日  
法人規程第15号

改正 令和6年法人規程第53号

地球規模課題教育システム開発センター規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する地球規模課題教育システム開発センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学群の学生がチームとして俯瞰的な視野から地球規模の諸課題を発見し、解決するための方策を計画し、及び実行する能力を養う課題解決型学修（次条において「PBL」という。）を基軸とする新しい教育方法並びに教育コンテンツの開発を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地球規模の諸課題に対するPBL教育コンテンツの構築に関すること。
- (2) 多様化する地球規模の課題及び多様な学群の学生を考慮する教授法の開発に関すること。
- (3) PBL教育コンテンツに対する視点の異なる教授法を比較検証する実験計画の策定、実証実験の実施指導及び実験データの統計的解析に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、学長が大学教員のうちから指名する構成員で組織する。

(センター長)

第5条 センターに、センターの業務を統括させるため、センター長を置く。

- 2 センター長は、構成員のうちから学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、センター長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、再任されることができる。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。

(事務)

第6条 センターの事務は、マレーシア海外教育拠点支援室において処理する。

(雑則)

第7条 この法人規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令6.5.30法人規程53号）

この法人規程は、令和6年5月30日から施行し、この法人規程による改正後の地球規模課題教育システム開発センター規程の規定は、同年4月1日から適用する。